

訪問看護運営規程

株式会社 みのりの絆

訪問看護ステーション k i z u n a

訪問看護ステーション *k i z u n a*

訪問看護（介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 みのりの紺（以下「会社」という）が開設する 訪問看護ステーション *k i z u n a*（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、事業所の看護職員等が、要介護状態または要支援状態にあたる高齢者等（以下「要介護者等」という）であり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）となった場合においても、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2、利用者の要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、事業を計画的に行うものとする。

3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4、事業に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5、事業提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6、前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護職員によって行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名 称 訪問看護ステーション *k i z u n a*
- 2、所在地 福井市新田塚1丁目55—1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (②看護職員業務と兼務する)

管理者は主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- ② 看護職員 2.5名以上 (常勤換算)

看護師は主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、事業の提供にあたる。また、事業提供の内容等を訪問看護報告書にとりまとめる。

2、員数は厚生労働省が定める基準を下回らないこととし、業務の状況により、増員できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、8/13～15、12/31～1/2までを除く。

- 2、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- 3、その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を整備する。

また、前1項、前2項に定めた営業日時以外の事業の提供に関しては、主治医もしくは居宅介護支援計画に基づく事業所の判断によって、ターミナルケア等の特別な理由により必要と認めた場合に限っては事業の提供を行うものとする。

(事業の内容)

第7条 本事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- 訪問看護（介護予防訪問看護）計画の作成
- 病状・障害の観察
- 清拭・洗髪等による清潔の保持

- 食事及び排泄等日常生活の世話
- 褥瘡の予防・処置
- ターミナルケア
- 認知症患者・精神疾患患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導
- カテーテル等の管理
- その他、主治医の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準額のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準「平成12年2月10日厚生省告示第19号」）によるものとする。

2、前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）・提供したサービスについて記載した領収書を交付する。

3、事業の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4、法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(衛生管理等)

第9条 管理者は、看護職員等の清潔保持及び健康状態についても必要な管理指導を行うものとする。

2、管理者は、事業所の設備及び備品等について、自ら衛生的な管理に努めるとともに看護職員等に対し適切な指導を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 看護職員は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時における対応方法等)

第 11 条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、5年間保管する。

2、事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
但し、事業所の責めに帰さない事由による場合は、この限りではない。

3、事故発生防止の為の委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に従事者に対し研修を実施することとし、且つ適切に実施するための担当者を配置する。

(苦情処理)

第 12 条 事業の提供に係る利用者、利用者の家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は、提供した事業に関し介護保険法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに市町から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、福井市・坂井市とする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し

適切な取り扱いに努めるものとする。

2、事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

3、事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4、事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催。その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための従事者に対する研修の定期的な実施

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者の配置

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他、虐待防止のために必要な措置

2、事業所は、事業提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを利用者の所在する市町に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 16 条 事業所において感染症が発生した場合、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止対策を検討する委員会の定期的な開催。その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。

(3) 感染症の予防及びまん延を防止するための従事者に対する研修の定期的な実施。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者の配置。

(5) その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し適正に管理する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するじぎょうの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (3) その他、業務継続計画の策定等のために必要な措置。

(記録の整備)

第 19 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2、事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1 回 以上

2、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

指定訪問看護 重要事項説明書

〔令和6年4月1日〕

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社みのりの絆 (かぶしきがいしゃ みのりのきずな)
代表者名	代表取締役 社長 野口 晃 (のぐち あきら)
所在地	福井県福井市新田塚1丁目55-1
連絡先	電話番号 0776-76-0808 FAX番号 0776-76-8877

2 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーション <i>kizuna</i>
所在地	福井県福井市新田塚1丁目55-1
電話番号	0776-76-8808
介護保険指定番号	第1860190667号
管理者の氏名	鎌田 実由貴 (かまだ みゆき)
サービスを提供する地域	福井市・坂井市

※上記地域（通常の事業実施地域）以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間等

営業日	営業時間（サービス提供時間）
月～土	午前8時30分～午後5時30分まで
休日	8/13～15、12/31～1/2 (曜日固定で上記休日の場合、提供日変更をお願いする場合があります。)

※営業日、営業時間（サービス提供時間）外のサービスご利用につきましては、主治医または、居宅介護支援計画書に基づき必要と判断された場合、サービス提供を行います。

※営業日、営業時間（サービス提供時間）外については、電話転送等により常時（24時間）連絡可能な体制をとっております。

(3) 職員体制

従業員の職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	0名	1名
	正看護師	3名	0名	3名
従事者 (管理者兼務含む)	准看護師	0名	0名	0名
		0名	0名	0名
		0名	0名	0名

3 事業の運営方針

- 〔1〕利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活ができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持を図ります。
- 〔2〕事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、及び他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 〔3〕質の良い訪問看護サービスを提供するため、訪問看護職員の研修を定期的に行い、資質の向上を図ります。

4 サービス内容

- 病状・障害の観察
- 食事及び排泄等日常生活の世話
- ターミナルケア
- 療養生活や介護方法の指導
- その他 主治医の指示による医療処置
- 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 褥瘡の予防・処置
- 認知症患者・精神疾患患者の看護
- カテーテル等の管理

5 利用料金

(1) 利用料

ア. 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)で、介護保険負担割合証に記載されている負担割合(1~3割)が自己負担となります。

但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

イ. 医療保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)で、所得や年齢に応じた負担割合(1~3割)が自己負担となります。

(健康保険証、後期高齢者医療保険者証等をご確認ください。)

但し、

料金表の「その他」の部分については、実費負担となります。

〔料金表—基本料金（月定額）〕※令和6年6月1日より報酬改定（予定）

【介護保険】

	項目	要介護の場合	要支援の場合	備考
基 本 利 用 料	20分未満	3,195円	3,083円	
	30分未満	4,798円	4,594円	
	30分以上 60分未満	8,382円	8,086円	
	60分以上 90分未満	11,486円	11,098円	
加 算	複数名訪問加算（Ⅰ）	2,593円 4,104円	2,593円 4,104円	30分未満 30分以上
	複数名訪問加算（Ⅱ）	2,052円 3,236円	2,052円 3,236円	30分以上 30分未満
	長時間訪問看護加算	3,063円	3,063円	1時間30分以上
	緊急時訪問看護加算	5,860円	5,860円	1ヶ月につき
	特別管理加算（Ⅰ）	5,105円	5,105円	1ヶ月につき

加 算	特別管理加算（Ⅱ）	2,552 円	2,552 円	1 ヶ月につき
	ターミナルケア加算	20,420 円	—	
	初回加算	3,063 円	3,063 円	
	退院時共同指導加算	6,126 円	6,126 円	
	看護体制強化加算（Ⅰ）	5,615 円	5,615 円	1 ヶ月につき
	看護体制強化加算（Ⅱ）	2,042 円	2,042 円	1 ヶ月につき
	看護・介護職員連携強化加算	2,552 円	2,552 円	1 ヶ月につき
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	61 円	61 円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	30 円	30 円	
その 他	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業実施地域を越えて中山間地域に居住する利用者にサービスを実施した場合	所定単位の 5% を加算（1 回につき）	

【定期巡回・隨時対応訪問介護看護事業所と連携する場合】

項 目	料 金	備 考
基本報酬	30,068 円	1 ヶ月につき
緊急時訪問看護加算	5,860 円	1 ヶ月につき
特別管理加算（Ⅰ）	5,105 円	1 ヶ月につき
特別管理加算（Ⅱ）	2,552 円	1 ヶ月につき
ターミナルケア加算	20,420 円	
要介護 5 の者	8,168 円	加算
特別指示減算	990 円	1 日につき
初回加算	3,063 円	
退院時共同指導加算	6,126 円	
看護・介護職員連携強化加算	2,552 円	1 ヶ月につき
サービス提供体制強化加算	510 円	1 ヶ月につき
その他	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業実施地域を越えて中山間地域に居住する利用者にサービスを実施した場合
		所定単位の 5% を加算（1 回につき）

※基本料金に対して早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）

帯は 25% 増し、深夜帯（午後 10 時～午前 6 時）は 50% 増しとなります。

但し、定期巡回・随时対応訪問介護看護事業所と連携する場合は割増はありません。

※准看護師が訪問看護を行う場合は、基本料金の 90/100 で算定いたします。

但し、定期巡回・随时対応訪問介護看護事業所と連携する場合は、基本料金の 98/100 で算定いたします。

※上表の料金設定及び基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

【医療保険】

	項目	要介護の場合	備 考
基 本 利 用 料	訪問看護基本療養費Ⅰ (同一建物居住者以外)	週3日目まで：5,550円 週4日目以降：6,550円	准看護師の場合：5,050円 准看護師の場合：6,050円
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者) イ. 同一日に2人	週3日目まで：5,550円 週4日目まで：6,550円	准看護師の場合：5,050円 准看護師の場合：6,050円
	ロ. 同一日に3日以上	週3日目まで：2,780円 週4日目まで：3,280円	准看護師の場合：2,530円 准看護師の場合：3,030円
	訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500円	外泊時
管 理 療 養 費	訪問看護管理療養費	1日目：7,440円 2日目以降：3,000円	
基 本 療 養 費 加 算	難病等複数回訪問加算	2回／4,500円 3回以上／8,000円	
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	
	深夜訪問看護加算	4,200円	
	緊急訪問看護加算	2,650円	1日につき
	長時間訪問看護加算	5,200円	90分を超えた場合・週1回
	複数名訪問看護加算	4,500円 3,800円 3,000円	正看護師を帯同：週1回 准看護師を帯同：週1回 看護補助を帯同：週3回
		1回／日：3,000円 2回／日：6,000円 3回以上／日：10,000円	重症度等の高いもの 看護補助を帯同
管 理 療 養 費 加 算	24時間対応体制加算	6,400円	月1回
	特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	重症度の高いもの・月1回
	特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	上記以外・月1回
	退院時共同指導加算	8,000円	退院(退所)日につき・月1回
	特別管理加算対象者	2,000円	上記に対する加算
	退院支援指導加算	6,000円	退院日につき
	在宅患者連携指導加算	3,000円	月1回
	在宅患者緊急時等	2,000円	月2回
	カンファレンス加算		
	看護・介護職員連携強化 加算	2,500円	月1回

管理療養費 加算	情報提供療養費 1	1,500 円	市町村等
	情報提供療養費 2	1,500 円	義務教育諸学校等
	情報提供療養費 3	1,500 円	保険医療機関等に提出した 場合・月 1 回
ターミナルケア療養費 1	25,000 円		
ターミナルケア療養費 2	10,000 円		
訪問時間が 90 分を超えた場合	2,000 円	30 分ごと	
休日の場合	1,000 円		
交通費	300 円	1 kmあたり	
キャンセル料	1 提供あたりの料金	事前に連絡がない場合	
エンゼルケア料	3,000 円	1 回に限り	

訪問看護ステーション料金表

【医療保険（精神科）】

基本療養費

項目	料 金	備 考
訪問看護基本療養費Ⅰ (同一建物居住者以外)	30分未満 週3日目まで：4,250円 週4日目以降：5,100円 30分以上 週3日目まで：5,550円 週4日目以降：6,550円	准看護師の場合：3,870円 准看護師の場合：4,720円 准看護師の場合：5,050円 准看護師の場合：6,050円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者) イ. 同一日に2人	30分未満 週3日目まで：4,250円 週4日目以降：5,100円 30分以上 週3日目まで：5,550円 週4日目以降：6,550円	准看護師の場合：3,870円 准看護師の場合：4,720円 准看護師の場合：5,050円 准看護師の場合：6,050円
ロ. 同一日に3人以上	30分未満 週3日目まで：2,130円 週4日目以降：2,550円 30分以上 週3日目まで：2,780円 週4日目以降：3,280円	准看護師の場合：1,940円 准看護師の場合：2,360円 准看護師の場合：2,530円 准看護師の場合：3,030円
訪問看護基本療養費Ⅳ	8,500円	入院中1回に限り・外泊時

基本療養費に係る加算

緊急訪問看護加算	2,650円	
長時間訪問看護加算	5,200円	90分を超えた場合・週1回
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	
深夜・早朝訪問看護加算	4,200円	
複数名訪問看護加算 ※30分未満を除く	1回／日：4,500円 2回／日：9,000円 3回以上／日：14,500円	正看護師を帯同
	1回／日：3,800円 2回／日：7,600円	准看護師を帯同

	3回以上／日：12,400円	
	3,000円	看護補助者を帯同・週1回
複数回訪問加算	4,500円 8,000円	2回／日 3回以上／日

管理療養費

項目	料金	備考
訪問看護管理療養費	1日目：7,440円 2日目以降：3,000円	

加算

24時間対応体制加算	6,400円	月1回
特別管理加算	5,000円	重症度の高い者・月1回
	2,500円	上記以外・月1回
退院時共同指導加算	8,000円	退院(退所)日につき・原則1回
特別管理指導加算	2,000円	上記に対する加算
退院支援指導加算	6,000円	退院日につき
在宅患者連携指導加算	3,000円	月1回
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円	月2回
精神科重症患者支援管理 連携加算	5,800円	月1回
看護・介護職員連携強化 加算	2,500円	月1回
情報提供療養費1	1,500円	市町村等
情報提供療養費2	1,500円	義務教育諸学校等
情報提供療養費3	1,500円	保険医療機関等 に提出した場合・月1回
ターミナルケア療養費1	25,000円	
ターミナルケア療養費2	10,000円	

その他

訪問時間が90分を超えた 場合	2,000円	30分ごと
交通費	300円	1kmあたり
キャンセル料	1提供あたりの料金	事前に連絡がない場合
エンゼルケア料	3,000円	1回に限り

(2) 料金のお支払い方法

事業者は利用者の指定する送付先に対し、当月利用料金の合計額の請求書及び料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月 20 日頃までに当月分の料金を請求いたしますので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

お支払い方法は、口座自動引落しを基本としますが、現金集金や銀行振込も可能です。なお、銀行振込の場合の振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

(3) 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払いして頂きます。当事業所からの領収書を、後日市町村の窓口に提出する事で払い戻しを受けられます。

6 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

- 介護保険適用で、事業実施地域を越えて中山間地域に居住する利用者にサービス実施した場合は所定単位数の 5%を加算いたします。
- 医療保険適用で、事業実施地域を越えて訪問を行う場合には交通費を徴収させていただきます。

7 キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい(連絡先:0776-76-8808)

- (1) ご利用日の前営業日の午後 5 時までにご連絡をいただいた場合は無料。
- (2) ご利用日の前営業日の午後 5 時までにご連絡がなかった場合は 1 提供あたりの料金の 100%を請求いたします。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始の流れ

- ①まずはお電話などでお申し込みください。
- ②当訪問看護事業所の看護師がお伺いいたします。
- ③訪問看護計画作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様からサービス終了を希望する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当訪問看護事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足や経営不振等によるやむを得ない事情等により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了する日から 1 ヶ月以上の期間を設け文書にて通知いたします。

③サービスの即時終了

(以下に該当する場合は、直ちにサービスを終了いたします。)

- 利用者が死亡された場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定されたとき
- 事業者からの正当な事由による利用料金の変更に応じられない時
- 事業者が守秘義務に反した場合

- 事業者が利用者に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 利用者が契約時、自身の病歴等の重要事項について、不実な告知等を行った場合
- 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、相当の期間を定めて料金を支払うよう催告したにもかかわらず、指定期限までに支払われない場合
- 利用者が当事業所に対して本契約を継続したいほどの背信行為を行った場合

(3) サービスの中止・変更・追加

- 利用者からの申し出に対して、協議の上決定いたします。

9 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、病状の急変等があった場合は、必要に応じて緊急措置を行い、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所に連絡します。

主治医	主治医 氏名	
	連絡先	
担当介護支援専門員 (ケアマネージャー)	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先①	
	連絡先②	
主治医とケアマネージャーへの連絡基準		

10 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者が扶養者に生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
但し、利用者や扶養者に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができる。

11 秘密保持

事業者は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及び扶養者に関する事項を正当な事由なく第三者に漏洩しません。
事業者は、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な事由がある場合には、事前に利用者及び扶養者からの同意を得て同意書を作成した上で執り行います。

12 苦情対応・相談窓口

事業所は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護サービスに関する利用者の相談や要望、苦情に対し迅速に対応します。

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記責任者までお申し出下さい。

サービス相談窓口	株式会社 みのりの絆 訪問看護ステーション Kizuna ^{きずな}
電話番号	0776-76-8808
担当者	鎌田 実由貴（かまだ みゆき）
受付時間	午前9時00分～午後5時00分

当事業所以外に、お住まいの市町村及び福井県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に相談・苦情を伝えることができます。

■行政機関／その他の窓口（受付時間 月曜～金曜 8:30～17:00）

窓口機関	窓口	電話番号
福井県国民健康保険団体連合会		0776-57-1611
福井市	介護保険課	0776-20-5715
坂井市	健康長寿課	0776-50-3040
坂井地区広域連合	介護保険課	0776-72-3305

令和 年 月 日

以上、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供開始にあたり、利用者に対し、契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

【事業者】

福井県福井市新田塚1丁目55-1

株式会社 みのりの絆

代表取締役 社長 野口 晃



【説明者】

福井県福井市新田塚1丁目55-1

訪問看護ステーション きずな
kizuna

（指定事業所番号 第 1860190667 号）

電話番号 0776-76-8808

職 _____ 氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護（予防訪問看護）についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住 所

氏 名



【契約代理人】

私は、本人の契約意思を確認し、契約締結に伴う契約同意を致しました。

利用者との関係 _____

住 所

氏 名



電話番号

個人情報の取扱いに関する同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、訪問看護 契約書第10条の規定及び以下に記載するところにより、貴事業者が必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1：使用する目的

貴事業者が関係法令に従い、居宅サービス計画に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を円滑に実施するために行う、サービス担当者会議や地域包括支援センター及び医療機関等の関係機関との協議及び連絡調整において必要な場合。

2：使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して洩れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3：個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が訪問看護（介護予防訪問看護）を提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報に限る。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをおいいます。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【ご家族】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【事業者】

所 在 地 福井県福井市新田塚1丁目55-1

事 業 者 名 株式会社 みのりの絆

代表取締役 野口 晃

印

事 業 所 名 訪問看護ステーションkizuna

管 理 者 鎌田 実由貴

印